

平成15年度税制改正事項の活用等に関する調査

- 平成15年度税制改正において経済活性化に資する観点から講じられた主な改正事項に関し、その活用状況等について実態把握を行うため、財務省(本省及び財務局)において、個別企業(426社)に対して、関連する改正事項に対する意見や活用事例等について直接ヒアリングを実施するとともに、更にこれを補完するため関係団体等(102先)に対しても直接ヒアリングを実施した。
- 本調査結果は、上記ヒアリングを通じて各改正事項に関連して個別企業等から得られた回答を財務省においてとりまとめ、整理したものである。

(注)本調査結果は、9月に公表したものであるが、「主な動き」の欄について、最新のデータを織り込む等一部改訂を行っている。

財 務 省

改正事項

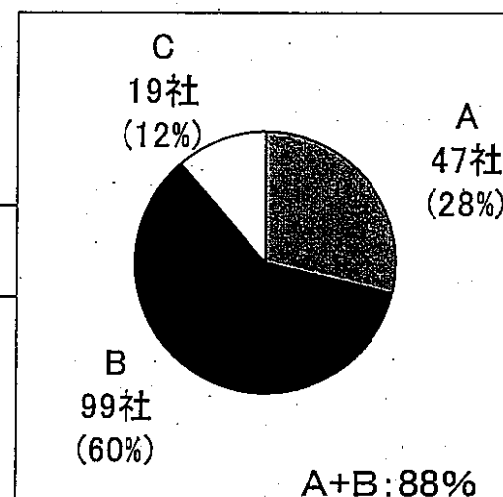
評価

主な意見・動き

(詳細は別紙参照)

A: 評価しており、活用している／効果がある
B: 評価しており、今後活用する予定／効果が期待
C: あまり評価していない

研究開発減税



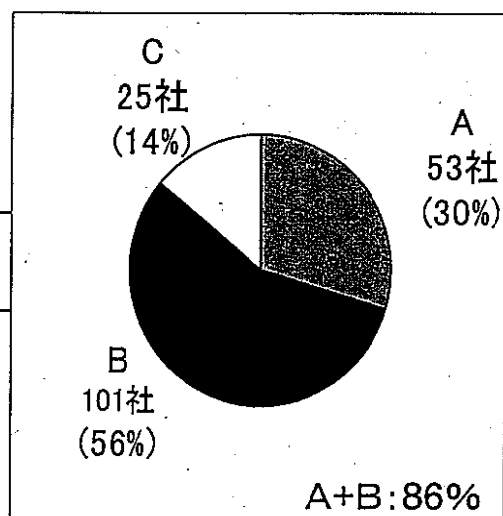
主な意見

- 厳しい経済環境の下、研究開発投資を幅広く、かつ、継続的・安定的に行う上で力強い後押しとなる。
- 減税相当額を今年度の研究開発投資に上積みするとともに、来年度以降も減税効果を織り込んで研究開発計画を策定する予定である。
- 研究開発の促進や新たな産業・技術の創造・育成に貢献する時宜を得た措置。
- 新製品の開発を見据え、産学官連携による基礎研究を積極的に推進させていきたい。
- ◇勝ち組だけのための改正であり、赤字企業には意味がない。

主な動き

- 主要425社の研究開発費は過去最高額を更新。
: 14年度(実績)4.4兆円 ⇒ 15年度(計画)4.6兆円 (5.5%増) (経済産業省調査-8月)
- 主要264社中の約7割の企業(187社)が研究開発費の増額を計画。(日本経済新聞社調査-8月)

設備投資減税



主な意見

- 商取引のIT化が進む中で、社内LANシステムの構築など中小企業のIT投資の後押しとなっている。
- 生産管理システム等のIT化のため、IT投資の増額に踏み切った。
- グローバル化への対応、事業の効率化や付加価値向上のため積極的に活用したい。
- ◇厳しい経営環境の中で直ちに活用することは考えていない。

主な動き

- 15年度上半期の国内でのパソコン出荷台数・出荷金額がともに増加。

	14年度上半期	⇒	15年度上半期
出荷台数	455.5万台	⇒	515.1万台(13%増)
出荷金額	7,743億円	⇒	7,968億円(3%増)

((社)電子情報技術産業協会調査-10月)
- 15年度の情報化投資額が増加(対象1,752社)。

	14年度(実績)	⇒	15年度(計画)
投資額	9,891億円	⇒	10,812億円(9.3%増)

(日本政策投資銀行「設備投資計画調査」-10月)
- 設備投資も増加。

	前期比	全産業
: 15年4-6月期の設備投資	5.3%増	(法人企業統計-9月)
15年度設備投資計画	2.2%増	(日銀短観9月調査)

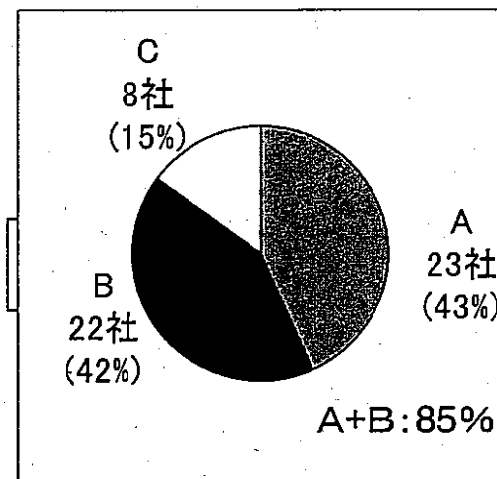
改正事項

評価

主な意見・動き

(詳細は別紙参照)

中小企業税制



主な意見

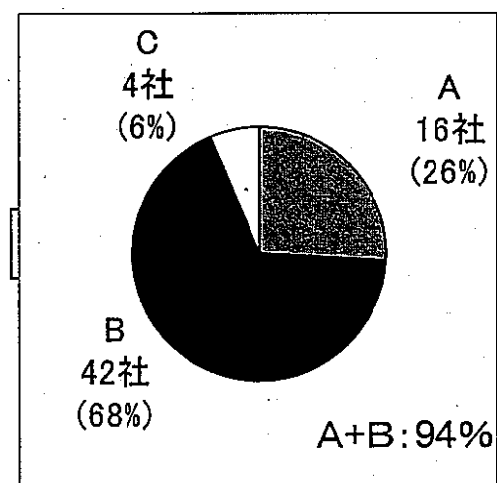
- 少額減価償却資産の全額損金算入の特例は、設備投資減税(IT投資促進税制)と相まって情報化投資の積極化につながる。
- キャッシュフローの改善や内部留保の拡充等の観点から大きなメリットがある。
- ◇赤字企業には意味がない。

主な動き

- パソコンやファックスを一新し、職場環境が改善した。
 - 中小企業の情報化投資額が増加(対象73,665社)。
- | 14年度(実績) | ⇒ | 15年度(計画) |
|----------|---|---------------|
| 539億円 | | 677億円(25.4%増) |

(中小企業金融公庫「中小製造業設備投資動向調査」-10月)

金融・証券税制 の 軽減・簡素化



主な意見

- 配当を受け取った個人投資家が減税の効果を実感し、投資マインドを好転させた。
- 「貯蓄から投資へ」の動きを税制として後押しする姿勢を明確化した点を高く評価。
- ◇制度の変更が頻繁であることが投資家心理にマイナスの影響を与えている。

主な動き

- 特定口座は順調に増加。
- | | 15年1月末 | ⇒ | 9月末 |
|--------------|--------|---|--------|
| 証券会社16社の特定口座 | 101万口座 | | 181万口座 |
- (日本証券業協会調査)
- 本年3月以降、個人投資家の株式売買額及びその株式売買額全体に占める割合が増加。
- | | 15年3月 | ⇒ | 9月 |
|------------|-------|---|--------|
| 株式売買額 | 2.9兆円 | | 10.0兆円 |
| (全体に占める割合) | (12%) | | (21%) |
- (東京証券取引所「投資部門別売買状況」による)
- 配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株価は平均株価を上回る水準で推移。(大和総研)

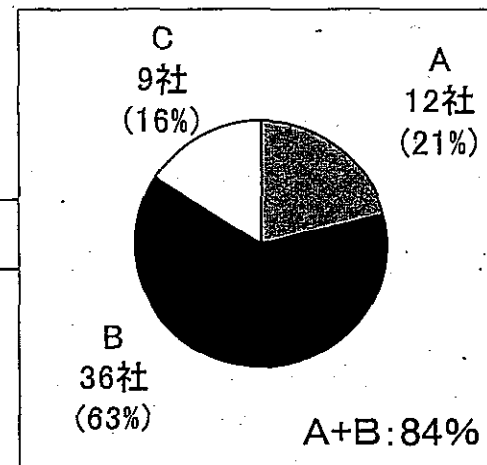
改正事項

評価

主な意見・動き

(詳細は別紙参照)

相続税・贈与税 の 一体化措置



主な意見

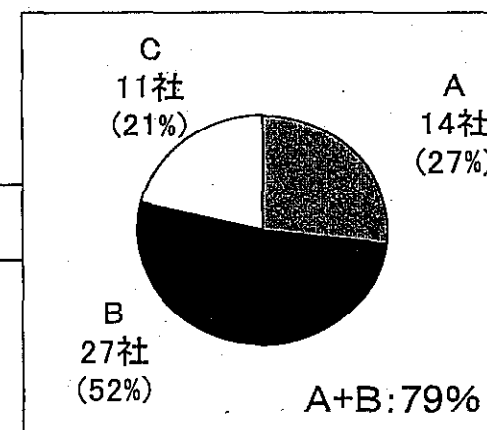
- 将来の相続トラブルの防止、事業の円滑な承継、収益を生む資産の早期移転などに活用することができる。
- 贈与のタイミングの自由度が増し、高齢者から若い世代への資産移転が促進される。
- ◇具体的な案件が少ないため、現段階では本措置の評価は行いにくい。

主な動き

- 住宅取得資金の1件あたり贈与金額が増大。
:14年度(4~9月)515.6万円⇒15年度(4~9月)692.6万円(住宅金融公庫調査-10月)
- 「住宅取得資金の贈与を受けた者」のうち「550万円超の贈与を受けた者」の割合も増大。
:14年度(4~9月)18.6%⇒15年度(4~9月)38.9%(住宅金融公庫調査-10月)
- 住宅業界、信託業界等で一体化措置に関する相談が増加する等関心が高まっている。
:住宅メーカー主要13社中10社が一体化措置に関する顧客の関心が高いと回答。

(住宅関連業界団体調査-9月)

土地・住宅税制



主な意見

- キャッシュフローを生まない事業の立ち上げ段階において、税負担軽減によりコストが軽減されプロジェクトの実施が推進。
- ◇登録免許税の軽減による取引コストの削減だけでは、土地取引の円滑化には不十分ではないか。

主な動き

- 建物を含めて大きく税負担が軽減されたことにより、駅前再開発プロジェクトにおいてコストが軽減され借入金を圧縮できた。

○上記結果のとおり、かなり多くの企業・団体が各改正内容について関心を示し、その効果や活用について肯定的な受け止め方をしている。

○8月の調査以降、改正内容についてのPRのため、政府・業界団体等において、Q&Aやパンフレットを作成。今後とも、これらの措置が更に広く活用されるよう、引き続きわかりやすい広報を行うことが重要。

平成15年度税制改正事項に関する主な意見等

1. 研究開発減税

- 研究開発の促進や新たな産業・技術の創造・育成に貢献する時宜を得た措置である。
 - 減税相当額を今年度の研究開発投資に上積みするとともに、来年度以降も減税効果を織り込んで研究開発計画を策定する予定である。
 - 研究開発支出は経営戦略の一環として決まるものであり、税制の影響を直ちに受けるものではないが、今回の改正で恒久的な制度として創設された「総額方式」は、中長期的には研究開発投資を継続的・安定的に行う上で力強い後押しとなる。
 - 新税制を活用すればキャッシュフローの改善につながることから、新規事業の模索等前向きな経営戦略に取り組むことができる。
 - 長期間投資が必要な基礎研究については、経営環境によっては優先度を下げざるを得ない場合があるが、本措置によりこうした研究に安定的かつ前向きに取り組む環境が整った。
 - 収益の上がらない厳しい経済環境の下で、環境対策等必要な研究開発案件があるにもかかわらず、コスト削減しか競争力強化の途が見出せなかったが、今回の措置のおかげで幅広く研究開発投資を行えるようになった。
 - 産学官の共同研究等に関する特別税額控除制度を活用し、新製品の開発を見据え、産学官連携による基礎研究を積極的に推進させていきたい。
 - 新税制を活用するため、研究開発の専担部署を設けた。
-
- ◇ 競争力強化のため研究開発投資は必要であるが、経営状況が厳しい中、現段階では合理化を優先せざるを得ない。
 - ◇ 勝ち組だけのための改正であり、赤字の企業にとっては意味がない。
 - ◇ 製品スペックが納入先の大企業からの指示に基づいているため、独自で新製品の開発を行う余地が乏しく、制度の活用はあまり考えられない。
 - ◇ 試験研究費税制について、よく理解できていない面もあり、周知が必要。

関連指標等

- ・ 主要425社の研究開発費は過去最高額を更新。
14年度（実績）4.4兆円⇒15年度（計画）4.6兆円（対前年度比5.5%増）
（経済産業省調査-8月）
- ・ 主要264社中の約7割の企業（187社）が研究開発費の増額を計画（計画総額では3.9%増の約8.9兆円）。（日本経済新聞社調査-8月）

2. 設備投資減税

- グローバル化への対応、事業の効率化や付加価値向上のため積極的に活用したい。
 - 設備の更新やシステム統合の際に思い切った投資をする後押しとなっている。
 - 社内パソコンを一新し、事務処理を効率化した。
 - 商取引の IT 化（入札システムの IT 化等）が進む中で、社内 LAN システムの構築等を急ぐ必要があり、制度のメリットを可能な限り活用したい。
 - 経理・人事等の内部管理システムや生産管理システムの IT 化が遅れており、今回の措置を機に IT 投資の増額に踏み切った。
 - IP 電話システムを取得し、通信費の削減により効率化を進めることができた。
 - 今回の改正で制度の対象とされたソフトウェアは中小企業への発注も多く、中小企業における雇用確保と技術力の向上につながる。
- ◇ 赤字決算であり、税制上のメリットがない。
- ◇ 厳しい経営環境におかれており、直ちに本制度を活用することは考えていない。

関連指標等

- ・ 512 社中の約 8 割の企業（401 社）が情報化投資にあたり IT 投資促進税制を考慮すると回答。（経済産業省調査-9 月）

- ・ 15 年度上半期の国内でのパソコン出荷台数・出荷金額がともに増加。

	14 年度上半期		15 年度上半期
出荷台数	455.5 万台	⇒	515.1 万台（13%増）
出荷金額	7,743 億円	⇒	7,968 億円（3%増）

（社団法人電子情報技術産業協会調査-10 月）

- ・ 15 年度の情報化投資額が増加（対象 1,752 社）。

14 年度実績		15 年度（計画）
9,891 億円	⇒	10,812 億円（9.3%増）

（日本政策投資銀行「設備投資計画調査」-10 月）

- ・ 設備投資も増加。

⇒15 年度 4-6 期の設備投資 前期比 5.3%増（全産業）。（法人企業統計-9 月）

15 年度設備投資計画 前年比 2.2%増（全産業）。（日銀短観 9 月調査）

3. 中小企業税制

- いずれの措置も中小企業にとってキャッシュフローの改善、内部留保の拡充等の観点から大きなメリットがある。
 - 少額減価償却資産の全額損金算入が取得価額 30 万円まで引き上げられたことから、非常に使いやすい制度となった。
 - 少額減価償却資産の全額損金算入の特例は、設備投資減税（IT 投資促進税制）と相まって情報化投資の積極化につながる。
 - 少額減価償却資産の全額損金算入の特例を活用し、パソコンやファックスを一新し、職場環境が改善した。
 - 交際費課税の見直しが、地域の活性化や中小企業の取引の円滑化等につながる事が期待される。
 - 交際費課税の見直しを受け、販売促進活動を活発化した。
-
- ◇ 赤字の企業にとっては意味がない。
 - ◇ 不況の中、交際費を増やすような状況にない。
 - ◇ ベンチャー税制の改善を評価するが、さらに使い勝手のよい制度にすべき。
 - ◇ ベンチャー企業育成は、税制上の措置のみでは不十分。

関連指標等

- ・ 中小企業の情報化投資額が増加（対象 73,665 社）。

14 年度（実績）

539 億円

15 年度（計画）

⇒ 677 億円（25.4%増）

（中小企業金融公庫「中小製造業設備投資動向調査」-10 月）

（注）数値は 10,295 社に郵送した調査票（有効回答数 7,895 社）をもとに、中小企業金融公庫が母集団推計を行ったもの。

4. 金融・証券税制

- 「貯蓄から投資へ」の動きを税制として後押しする姿勢を明確化した点が高く評価される。
 - 株式相場の上昇と相まって株式取引の活性化に寄与している。
 - 特定口座、申告不要といった新税制の便利さ等が株式市場にも好影響を与えている。
 - 個人投資家の税制に対する関心は高く、説明会や相談会は盛況である。
 - 配当を受け取った個人投資家が減税の効果を認識し、投資マインドを好転させた。
-
- ◇ 制度の変更が頻繁であることが投資家心理にマイナスの影響を与えている。
 - ◇ 税制改正が投資家のマインド好転を通じて相場の改善に一定の寄与をした可能性はあるが、効果が目に見える形で出ているかどうか疑問。
 - ◇ 既存の顧客で最近株式を売買していなかった人たちが株式市場に戻っている面はあるが、新規顧客数が目に見える形で増加しているわけではない。
 - ◇ 税制改正の内容について、一般の人はまだ知らない人が多いが、既存の投資家や株式投資に関心がある人にはよく浸透している。

関連指標等

- ・ 特定口座は順調に増加。

	15年1月末		9月末
証券会社16社の特定口座	101万口座	⇒	181万口座
			(日本証券業協会調査)

- ・ 本年3月以降、個人投資家の株式売買額及びその株式売買額全体に占める割合が増加。特に3月決算企業の配当支払後の7月は個人の株式取引が増加。

	15年3月		9月
株式売買額	2.9兆円	⇒	10.0兆円
(全体に占める割合)	(12%)		(21%)
			(東京証券取引所「投資部門別売買状況」による)

- ・ 配当減税により株価(時価総額)が上昇するとの推計がある。
⇒ 株価上昇率: +4.3% (大和総研)、+2.4% (日本総研)
- ・ 配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株価は平均株価を上回る水準で推移。
(大和総研)

5. 相続税・贈与税の一体化措置

- 贈与のタイミングの自由度が増し、高齢者から若い世代への資産移転が促進される。
 - 住宅ローンの勧誘等の販売促進や信託の商品開発などビジネスチャンスにつながっている。
 - 住宅取得特例について 65 歳要件を外したことは、家を持とうとする子供に対し贈与を行いたいという 50 代現役の親のニーズに合致している。
 - 一体化措置は受贈者が推定相続人でも適用され、遺産分割協議も不要とされていることから、将来、遺産分割で紛糾すると予想される場合に活用できる。
 - 一体化措置を活用することにより、創業者の突然死などから相続で混乱しているうちに事業が不安定になるといった懸念を払拭することができる。
 - 成長性の高い企業の株主においては、株価の低い現時点で株式を生前贈与することにより、その株式の評価額を固定化できるのでメリットが大きい。
 - 一体化措置の活用により、賃貸マンション等の収益を生む財産の贈与を受けた子供が、贈与財産から生じる収益を計画的に相続税納税資金などに活用することができる。
-
- ◇ 具体的な適用案件が少ないため、現段階では本措置の評価は行いにくい。
 - ◇ 相続税がかかる者については、デフレ下において、相続財産の現状分析を行いメリット、デメリットを十分見極める必要があると考える者も多い。
 - ◇ 相続税がかからない者についても円滑な資産移転ができるメリットがあるが、未だ理解が十分でなく、制度についてさらに PR が必要。

関連指標等

- ・ 住宅取得資金の一件あたり贈与金額が増大。
14 年度（4～9 月）515.6 万円⇒15 年度（4～9 月）692.6 万円
(住宅金融公庫調査-10 月)
- ・ 「住宅取得資金の贈与を受けた者」のうち「550 万円超の贈与を受けた者」の割合も増大。
14 年度（4～9 月）18.6%⇒15 年度（4～9 月）38.9%（住宅金融公庫調査-10 月）
- ・ 住宅業界、信託業界等で一体化措置に関する相談が増加する等関心が高まっている。
⇒住宅メーカー主要 13 社中 10 社が一体化措置に関する顧客の関心が高いと回答。（住宅関連業界団体調査-9 月）

6. 土地・住宅税制

登録免許税

- キャッシュフローを生まない事業の立ち上げ段階でのコストが軽減されることから、登録免許税の軽減はプロジェクト推進効果がある。特に、大規模都市開発プロジェクト等において減税効果が大きい。
 - 建物を含めて大きく税負担が軽減されたことにより、駅前再開発プロジェクト等においてコストが軽減され借入金を圧縮できた。
(最近の都内の主要なプロジェクトについて軽減があった場合の効果をみると0.4%から0.5%程度の事業費軽減効果があるとの試算も可能。)
 - キャッシュフロー確保のため遊休不動産の処分を進める際、登録免許税軽減の効果は大きい。
 - 実際に土地等を取得しないと税負担軽減の実感は湧かないが、実際に取得した者は負担軽減を現に実感しているのではないか。
 - 土地の購入にあたり資金手当てができず諦めていたが、登録免許税が軽減されることが判明し、再度資金計画を練り直した結果購入することができた。
-
- ◇ 税負担軽減の効果を見極めるにはさらに時間が必要。
 - ◇ 登録免許税については、諸々の経費と一体で手数料的に考えられているため、反応が現れにくいのではないか。
 - ◇ 登録免許税の軽減による取引コストの削減だけでは、土地取引の円滑化には不十分ではないか。

住宅ローン控除の再適用

- 転勤族の定年前の住宅取得に弾みがつく制度である。

今回の調査の対象とした主な平成 15 年度税制改正項目

1. 研究開発減税

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設

試験研究費の総額の一定割合（8%～10%。当初3年間は2%上乗せ）を税額控除できる制度を創設。

(2) 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設

産学官連携の共同研究・委託研究について、試験研究費の額の12%（当初3年間は15%）の税額控除率を適用。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業に対し、試験研究費総額の12%（当初3年間は15%）の税額控除率を適用。

(注) これら3つの改正は、平成15年1月1日以後に開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用。

2. 設備投資減税

(1) IT 投資促進税制の創設

IT 関連設備等の取得等をした場合に、取得価額の50%の特別償却または10%の税額控除を選択できる制度を創設。

(2) 開発研究用設備の特別償却制度の創設

開発研究用設備の取得をした場合に、取得価額の50%を特別償却できる制度を創設。

(注) これら2つの改正は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業等の用に供した場合に適用。

3. 中小企業税制

(1) 同族会社の留保金課税の一部停止

自己資本比率が50%以下の中小法人については留保金課税不適用。

(注) この改正は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度について適用。

(2) 交際費課税の緩和

400万円までの定額控除が認められる対象法人の範囲を資本金1億円以下に拡大。定額控除額までの金額の損金不算入割合を10%に引下げ。

(注) この改正は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度に支出した交際費等について適用。

(3) 少額減価償却資産(30万円未満)の全額損金算入の特例制度の創設

(注) この改正は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得をして事業等の用に供した場合に適用。

(4) エンジェル税制の拡充

適用要件の緩和。ベンチャー企業への投資額について同一年分の株式譲渡益から控除する措置の創設。

4. 金融・証券税制

- (1) 上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について 20%の源泉徴収のみで納税が完了する仕組みの導入。

(注) 配当課税は平成 15 年 4 月から、公募株式投資信託課税は平成 16 年 1 月から、株式譲渡益課税は平成 15 年 1 月から適用

- (2) 貯蓄から投資の動きを一層明確化するため、上記については、今後 5 年間は 10%の優遇税率を適用。
- (3) 公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益の通算を可能に。

5. 相続税・贈与税

- (1) 相続時精算課税制度の創設

20 歳以上の子が 65 歳以上の親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度を、従来の制度との選択制で導入（贈与時の非課税枠は累積で 2500 万円を限度として複数年にわたって使用可、非課税枠を超える部分については税率 20%）。

- (2) 相続税・贈与税の税率構造の見直し

相続税の最高税率を 50%に引き下げるとともに、税率の刻み数を 6 段階に簡素化。相続時精算課税の対象とならない贈与財産に係る贈与税についても相続税に準じて見直し。

- (3) 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設

65 歳未満の親からの贈与であっても、相続時精算課税制度が選択可能。相続時精算課税制度の特別控除が 3,500 万円まで拡大。

(注) この特例は、平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得する金銭について適用。

6. 土地・住宅税制

- (1) 登録免許税の軽減等

不動産の登記に係る登録免許税について、税負担を軽減するとともに、各種登記間の税率格差を是正。

- (2) 住宅ローン控除の再適用

住宅ローン控除の適用を受けていた者が、勤務先からの転勤命令などやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供さなくなった後、その事由が解消し、その住宅に再居住した場合には、一定の要件の下、住宅ローン控除の再適用が可能。

(注) この特例は、平成 15 年 4 月 1 日以後に居住の用に供しなくなった場合に適用。